

令和7年第3回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年3月28日(金) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子
- 4 説明のため出席した者の職氏名
事務局長 大庭 久幸
次長兼教育総務課長 堀之上亮一
次長兼学校教育課長 平澤 啓介
生涯学習課長 古田 善尚
文化振興課長 尾賀 寿治
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子
- 6 議事日程
開会
第1 会議時間の決定
第2 議事録署名者の指名
第3 前回議事録の承認
第4 教育長の報告
第5 報告第2号 飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の管理及び執行の状況について
第6 議案第12号 教育委員会事務局職員の任免について
第7 議案第13号 飛騨市小・中学校における教育職員の在校時間等の上限に関する規則について
第8 議案第14号 飛騨市立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について
第9 議案第15号 飛騨市公民館条例施行規則を廃止する規則について
第10 議案第16号 飛騨市教育委員会が管理する飛騨市コミュニティー施設管理規則の一部を改正する規則について
閉会

7 議事録

◎教育長（下出 尚弘）

皆さま、お疲れさまでございます。本日の出席委員は向川原委員、平澤委員、牛丸委員であります。欠席委員は谷口委員です。本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から、令和7年第3回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◆日程第1 会議時間の決定

◎教育長（下出 尚弘）

日程第1、会議時間の決定を議題といたします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2、議事録署名者の指名を議題といたします。

会議規則第35条第2項の規定により本会議の議事録署名者に、平澤千人委員を指名しますのでよろしくお願いたします。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3、「前回議事録の承認」を議題といたします。

お手元でございます「令和7年第2回飛騨市教育委員会定例会」並びに「令和7年第1回飛騨市教育委員会臨時会」の議事録をお願いします。皆様には事前に配布させていただきましたが、議事録について何かご質問、ご意見等ありましたらお願いたします。

ご異議ございませんか

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、「前回議事録」については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4、「教育長の報告」を議題といたします。

お手元の資料教育長報告をご覧ください。令和7年2月14日から令和7年3月24日までの報告をさせていただきます。主なもののみとさせていただきますが、2月19日には、古川国府給食センターの教育委員会がございました。給食費等のことが話題となりましたけども、すべて承認されております。2月22日土曜日、この日は神岡町の方でお祭りもあったわけですけども、短歌コンクールの表彰式がございました。全国からの応募があつて、回を重ねるとに広く応募があり、より質の高い短歌が表彰されたということでございます。来年度も楽しみにしておるところでございます。

2月23日には、新規職員の内定式、交流会がこの庁舎内でございました。また後程教育委員会事務局についても、新規職員はおりますがどうぞよろしく願いいたします。

3月1日、飛越交流作品展の開場式ということで、第17回目を迎えますけども、富山市と飛騨市の作品制作をしている者、富山市については日展作家等もいらっしゃるわけですけども、交流の作品展がございまして、委員の皆様にも開場式に来ていただきました。どうもありがとうございます。

3月7日金曜日、委員の皆様にもお世話になりましたが、古川中学校、神岡中学校、そして山之村小中学校の卒業式、無事挙行することができました。保護者、地域の方また委員の皆様からも、大変感動的な卒業式だったという事を聞き、本年度の各学校の教育の成果がこの日にもあらわれていたのではないかということを思います。

3月12日に、霜出教諭、教職員大学院成果報告と書いてございますけども、現在、岐阜大学の大学院の方で研修をしております霜出ですけども、4月からは古川西小学校教頭として勤めるわけですけども、成果報告がございました。大学院での研修の成果を、今度は現場で発揮してくれることと思います。

3月17日には、みやがわ考古民俗館で、宮川小学校の8名の児童が、子供ガイドの2次元コードということで、宮川考古民俗館に行って、2次元コードを読み込むと動画で見られるということで、その設置式に参加させていただきました。本当に子供たち一人一人が、それぞれの個性を發揮して自分らしい、そんなガイドをしてくれて、展示の中にはしっかりと文字でプレートに書いてあるわけですけども、子供たちの声、画像でガイドされると、本当に興味深く見入ることができて、非常にいいアイデアだったということを思います。このような取り組みはまたどんどん推進されることを願っております。

最後になりますが、先ほど中学校、山之村小中学校の卒業式のことにも述べましたけども、市

内の小学校5校につきましても、24日に卒業式が行われました。委員の皆様、どうもありがとうございました。以上で、報告を終わらせていただきます。何かご質問はございませんでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

では、質疑がないようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了いたします。

◆日程第5 報告第2号 飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の管理及び執行の状況について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第5 報告第2号「飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の管理及び執行の状況について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。）

※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

大庭教育委員会事務局長

※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎事務局長（大庭 久幸）

報告第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により、飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の令和7年1月1日から、令和7年3月31日までの管理及び執行の状況を、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第4条の規定により、別紙のとおり報告いたします。ご覧のように5課26事業がございます。今回は四半期の最終期の報告ということになりますが、内容について各課長より報告を致しますのでよろしく申し上げます。

◎教育総務課長（堀之上 亮一）

それでは、教育総務課担当の事業について報告いたします。3ページをご覧ください。

期間は令和7年1月から3月までとなります。事業名は飛騨市が目指す学びづくりの推進です。今四半期ですが1月3日に20歳の集いを実施しておりまして教育委員の皆様にご出席いただきました。また1月30日には教育委員の視察研修としまして、学校作業療法士の取り組みについて、神岡小学校にて奥津OTの実際の取り組みに参加して体験していただくとともに、学校と学校作業療法士との関係や、この取り組みによる効果などを研修いただきました。

3月7日に各中学校、24日には各小学校の卒業式に委員の皆様にご出席いただきました。

4ページをご覧ください。飛騨市育英基金貸付事業でございます。今四半期も貸付金の振り込み、償還金口座引き落とし、収納の確認を行っております。収納の遅れた方への電話連絡などに

より収納未済件数はゼロとなっております。地元就職補助金の対象者について居住状況と勤務状況の確認を行いまして、8名が確定となりました。実績報告書を3月31日までに行っていただいた後、補助金の支払いを行います。またここに記載はございませんが、令和7年度の育英基金の受け付けを行っております。飛騨地域内の高校に募集要項をデータ配布して周知しました。現在16件申し込みを受け付けておりますが確認作業中でございます。

5ページをお願いします。事業名は学習環境及び職場環境の環境整備でございます。令和5年度からの繰越事業であります各小中学校の空調設備設置工事について、県から交付金の入金がありました。ご覧の通りでございます。また、引き続き実施いたします空調設備設置工事について3月補正予算にて計上し、発注、契約をしたところでございます。令和7年度に繰越しとなります。

古川小学校は更新という形ですので現在の空調を使用しながら、年内の完了を予定しております。古川中学校、神岡中学校、山之村小中学校は、今年の夏に間に合うように施工を行う予定でございます。施工いたします各学校の教室と契約金額はご覧の通りでございます。

6ページをお願いします。

地産品を使ったふるさと食育の推進事業でございます。ありがとう給食を1月2月3月、それぞれご覧の通り実施いたしました。ふるさと給食につきましては冬場に入りまして野菜が少なくなったことありますが、飛騨市産の大豆、寒干し大根といったような加工品であるとか、飛騨牛、ネギ、マスなどを提供しております。教育総務課については以上で報告を終わります。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、学校教育課主管の5つの事業についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

事業名ICT機器を活用した学習環境の整備です。第4四半期については、ICTを活用した授業づくりを各校で進めるのと同時に、活用研修ということで、1月20日にICT活用推進委員会を実施いたしました。今年度の取り組みの成果を交流し、確かめるとともに来年度の重点等について確認をいたしました。

続いて8ページをご覧ください。

生きづらさ・学びづらさのある児童生徒支援です。第4四半期は、作業療法士の派遣による学校の支援をここにあります回数を各校に行いました。また、校内教育支援センターを今年度各校に設置をしましたが、児童生徒が活用をするというような支援に当たっております。市内合計で今年度107名の児童生徒が校内教育支援センターを活用し支援を受けております。なかなか教室に入りづらいというような状況がある中でこういう校内教育支援センターの支援を行うことで、全く学校に足が向かないという状況を少しでも避けることができたと考えております。

続いて9ページをご覧ください。

飛騨市学園構想の推進です。第4四半期につきましては、今年度古川中学校を中心に組みこんできました防災教育に対する取り組みのまとめとしまして、飛騨市で育てたい防災教育マッ

プの作成と、各学校での実践事例の収集を行いました。現在、最終点検をしておりますので、間もなく点検し完成したものができ上がる予定です。また事務局会コア会議の中では、次年度の取り組みの方向性について検討をいたしました。

続いて10ページをご覧ください。

地域クラブ活動開始に向けた体制整備です。これにつきましては、本年度4回推進会議を行いまして、様々な関係者の皆様から意見をいただいて、令和8年度完全実施に向けた取り組みを進めております。

そうした中で、地域クラブ活動のガイドラインというものを策定できましたので、それに基づいて令和7年度からの認定地域クラブの募集を開始しております。

現在幾つかの団体から申請がありまして、審査を行っているという段階で、令和7年度につきましては、認定地域クラブを中心とした取り組みを進めていくという準備を進めているところです。

続いて11ページをご覧ください。

放課後児童クラブ等業務の包括業務委託についてです。今年度から学校の3業務につきまして共立ソリューションズに包括業務委託をさせていただきました。これまで職員との面談、委託業者との打ち合わせ、各校長会等との意見交換等を経まして進めているところですが、随分軌道に乗ってきたという印象でおります。特に、第4四半期においては、研修会の実施ということで、これまで、市の職員として業務を担っていただいていたときにも当然研修を行っていたのですが、より多様な講師の方を招いて専門的な研修を実施していただいております。

こういったことで、それぞれの職員のスキルアップにも繋がり、市民の皆さんへのサービスの向上ということにも繋がっていくと考えております。

学校教育課関係分は以上です。

◎生涯学習課長（古田 善尚）

それでは生涯学習課所管の事業を説明します。

12ページをご覧ください。

家庭教育推進事業でございます。第4四半期につきましては、各家庭教育の実施ということで、これは年間の実績回数と参加人数を記載しております。中心的なものとしましては生活習慣に関する研修会がございました。

13ページをお願いします。

少年育成推進事業でございます。青少年健全育成推進事業としましては、古川部会は1回ございまして、これは次年度改選期でございますが、その新旧役員引き継ぎ会を行っております。

次ページをお願いします。

飛騨市子ども会等青少年育成事業でございます。今四半期につきましては、古川町子ども会の総会がありました。それから河合町の役員会と交流会がスキー場で行われ20名の参加でございました。

続いて15ページをお願いします。

飛騨市地域学校協働活動の推進ということでございまして古川西小と神岡の方で定例会がございましたので、それぞれ出席しております。

16ページをお願いします。

市民カレッジの開催でございます。今四半期につきましてはアカデミック講座としまして2月9日にジブリのさんぽということで、大正大学の教授でジブリを研究されてみえる方の講演等がございました。

以下公民館講座を開催しております。以上で生涯学習課の説明を終わります。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

それでは、スポーツ振興課所管の事業についてご報告をさせていただきます。

17ページになります。

基本的方向は生涯スポーツ活動の推進。最初はスポーツ推進委員活動事業です。第4四半期は、恒例の元旦マラソンへ11名の推進員に参加協力をいただいた他、三重県四日市市で2日間にわたり開催された、東海4県スポ推研究大会への参加やモルックの派遣指導員として出席をいただいております。

また、スポーツ推進委員の活動を市民に広く周知するため、スポ推だより第4号を下期の活動をまとめ、3月31日に発行を予定しております。

次ページをお願いいたします。

スポーツ団体育成事業です。第4四半期は、スポーツ協会主催の市民スキー大会が河合スキー場にて開催された他、県民スポーツ大会スキー競技においては、12名の市民が参加され総合2位の好成績を収めておられます。また、ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会には、コロナ禍以降数年ぶりに飛騨市陸上競技クラブから、18名が参加をされております。

次ページをお願いいたします。

ジュニアスポーツ応援事業です。

第4四半期は、飛騨市スポーツ活動充実交付金申請の受け付けを7月1日より開始しましたが、最終的に31団体の申請がございました。また市内小中高生を対象としましたG o T oスキーキャンペーン事業では、スキー場の営業開始時点から豊富な積雪があったことなどから、大変多くの子どもたちの利用がありました。

河合スキー場で営業期間を3月23日まで延長されたこともありまして、リフト券補助の実績は2月末時点としておりますが、昨年の暖冬シーズンと比較して、延べ1,000人程度の大幅な利用者増を見込んでおるところでございます。

次ページをお願いいたします。

スポーツ行事推進事業です。第4四半期は、スポーツ学童事業において、古川と神岡でそれぞれ予定していた18回の開催が終了し、延べ827名の多くの子どもたちに参加をいただきました。また、オリンピック・トップアスリート交流事業では、全日本剣道選手権大会優勝者である近本巧さんを講師に剣道教室が開催され、市内小中学生や指導者など、28名が参加さ

れました。その他恒例の元旦マラソンにおいては、天候にも恵まれ1, 160名の参加をいただき盛大に開催することができました。また、ねんりんピック岐阜2025サッカー交流大会の開催に向け、岐阜県が宿泊食事等の事業を委託されている事業者を招き、市内2ヶ所において選手団宿泊に関する説明会を開催しております。

次ページをお願いいたします。

ウォーキング推進事業です。第4四半期は飛騨市健康ウォーキングガイド協会によるスノーシューや岐阜市のクアの道を歩くツアーが行われた他、飛騨流葉数河カントリーウオーク運営委員会が主催をいたします、恒例の北アルプス展望スノーシューツアーが開催されました。

また今年度新たに取組んだクアオルトセラポイトの養成では、飛騨市健康ウォーキングガイド協会から3名の方が、3日間の講習を終えて認定を受けられ、従来の実践指導者2名とあわせ、市長より認定証の伝達をさせていただいております。

次ページをお願いいたします。

基本的方向は安心安全なスポーツ環境の充実、スポーツ施設整備事業でございます。

第4四半期は第3四半期に続き100万円以上の整備事業の新たな契約はございませんでしたが、近年にない大雪の影響から所管施設の雪おろしや除雪作業など、予備費を充用するなどして施設の維持保全に努めました。

また飛騨市スポーツ施設整備計画の見直し改定に向けて、素案の策定と、計画改定委員に8名を委嘱し、第1回の改定委員会を開催し、改定の背景やスポーツ施設の利用状況などを共有し意見聴取を行いました。次年度も数回の委員会を開催し、計画の改定を進める予定としております。以上でスポーツ振興課所管の報告を終わります。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは文化振興課所管の事業について説明させていただきます。よろしく申し上げます。

23ページをよろしくをお願いいたします。

埋蔵文化財発掘調査等事業でございます。

こちら第4四半期の執行状況でございますが、神岡町の殿坂口遺跡の発掘調査の報告書の刊行の他、埋蔵文化財包蔵地の照会や、文化財資料の見学の対応を行いました。

次ページ、24ページをお願いいたします。

文化財保護補助事業でございます。執行状況でございますが、国指定重要文化財に指定されております、神岡の薬師堂の照明用配線工事に伴う補助金交付の他、歴史的公文書の整備に向け、先進地事例調査や第2回目となる歴史的公文書合宿を行い、令和8年度からの資料の調査整理事業に向けた目録化、価値づけ、資料の保存と公開などについて検討を行いました。

次に25ページをお願いいたします。

姉小路氏城跡及び、江馬氏城館跡保存活用事業でございます。

執行状況でございますが、姉小路氏城跡の保存活用については、姉小路氏城跡保存活用計画の策定を第6章まで策定をいたしました。また、市内に点在する城跡の保存と活用を推進するため、市内関係者と情報共有の場といたしました、飛騨市城跡保存活用推進協議会を開催し、

今後の保存活用の方針等について意見交換を行いました。実績につきましては先ほどお配りをさせていただきました山城ガイドマニュアルを作成いたしました。マップにつきましてはまちづくり観光課で作成をしております。

それから続きまして江馬氏城館跡保存活用でございます。こちらは発掘事業が始まってから50年以上を経過しております歴史のある江馬氏館跡庭園と岐阜県内の発掘庭園をテーマにいたしまして、船津座で歴史講座を開催し、庭園の価値や歴史について学んでいただき多くの方に参加をしていただきました。

次ページ、26ページをお願いいたします。

文化振興課が所管する文化施設、文化交流施設の管理運営事業でございます。美術館では田中一郎写真展が2月2日に終了いたしまして、2,475名の入館をいただきました。また、第17回飛越交流美術展が3月1日から23日まで開催。その他各種ワークショップの開催や貸館事業を行いました。次にみやがわ考古民俗館ですが、3Dデータ化した石棒をパソコンの仮想空間で展示する石棒の展示コンテストや、国立歴史民俗博物館主催によるDX研修会の開催。また、宮川小学校の児童による考古民俗館の音声ガイドの2次元コードの贈呈式を行いました。こちらにつきましては新聞に大きく取り上げていただきました。

次に27ページをお願いいたします。

文化振興補助事業でございます。こちらは飛騨市文化協会や文化系団体の団体に対しまして補助金を交付しているものでございます。

次に28ページをお願いいたします。

飛騨市図書館の管理運営事業でございます。本日時点で1月から3月までに延べ24,107冊の貸し出し、電子図書が99冊、閲覧が321冊となっております。年間のトータルといたしましては令和6年度で、貸し出し業務が99,718冊、電子図書が328冊、閲覧が1,381冊、市内の資料が696冊となっております。その他図書館利用の促進につきましてはおはなし会、読書会その他、山之村の陶工、越中の石工の話と題しました飛騨の歴史講座を開催いたしました。また、新たに鳥獣害対策本の特集といたしまして、知って防ぐ鳥獣被害の特集コーナーとして野生動物から畑や暮らしを守るための知識を学べる本や熊対策資料など幅広い図書を集めまして、多くの市民の方に獣害対策について知っていただけるよう、コーナーを設けたところでございます。文化振興課の説明は以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

質問になるかどうかかわからないのですが、私たちそれぞれいろんな充て職で、それぞれの会合等々に出させていただいてる場面があるのですが、先日福祉部の子ども子育て会議ということに参加をさせていただきました。市民福祉部長から非常にショッキングな話を聞きました。皆さん多分ご存じだと思うのですが、子どもの出生数の令和3年から令和7年までの子どもの数の

変化、実際の実数を示してくださったのですが、令和3年に生まれた子どもが120人だそうです。そのあと100人、その次令和5年で75人、令和6年で98人、令和7年で生まれる予定の子どもがはっきり数字わかりませんが、37名くらいはとりあえずいるとのこと。以降当然何人かまた生まれるのですが、この令和3年の子どもが10年もすると、もう中学校卒業するぐらいになってくる。先ほども話しをしていたのですが神岡の方は、令和3年が35人で、令和6年で生まれたということで数字上がってるのが7名という話です。これは減るといことは当然のようにわかることなので、その減ってくるけれどもその子どもたちにやれる学校教育としての部分や、或いは家庭教育もそうですし、地域社会がかかわるということもそうなのですけれども、それはやらなきゃいけない。その減ってくることを受けとめて、どうやるのかというこの議論は当然しなきゃいけないと思うのですが、やはりできることならこれから何か急カーブとはいかないけれども、カーブが減ってくるのがちょっとずつ変わってくるか、上がってくるかということをやはり望むのですが、その部分は非常に難しいものがあるってということなんですね。ごめんなさい本当ショッキングだったので、このことが学校の運営上、かなりいろいろな変化をもたらすであろうということをおもいます。例えばですが他の部分で物を考えても同じだと思うのですが、例えば今、地域クラブ活動を云々ということをやはり飛騨市の子供たちは飛騨市で育ててくというスタンスでやっていると思うわけですが、すぐこの数字がここでこう出ていることを考えると、10年も経たないうちに、おそらく破綻するわけですね。その地域クラブを市内というくくりの中で動かしていくという、そのシステム自体が明らかに続かなくなるんですよ。子どもがいくつもの部活にまたいで云々とかって話には、ほぼほぼならないと思いますし、やれたとしても2つくらいならやることは可能になってくるかもしれないけれど、そう考えてきたときに、前も協議会のとき言ったかもしれませんが、いかにして周辺と言っても高山ぐらいしかないわけですけど、そういうところとのできるだけ似通った形のシステムを作っていくことで、広域化になっていくであろうと考えられる流れに、同じようなシステムで組んでおけば比較的一緒になりやすいわけじゃないですか。それが全然違った方向でやっているという形になるとこれは調整が非常に難しいことになってくるので、そういったことをそういう行政の枠を超えた広域の中で調整し合い、お互いのそういうことが広域の中でおそらくやっている部分というのはあると思うのですが、これだけ子どもが明らかに減っていく話の中でとらえていくとするならば、少しはシステムが違うけども同じような感じでうまく調整しながら、将来的に広域化した形で、学校のそういった部活のことばかりに限らず、今度は法律的に問題が出てくる部分もきっとあるので、それは市町村だけの話では済まないことにもなってくるころもあるとは思いますが、何かそこら辺をうまく調整していくような広域の協議できる場面といいますか、そういうことが必要になってくるんだらうかなということを感じました。

◎教育長（下出 尚弘）

ありがとうございます。地域クラブ移行のことだけではないかもしれませんが、現時

点で、今のお話を受けて平澤学校教育課長。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ありがとうございます。本当に児童生徒数の減少というのは目まぐるしく進んでいまして、今、向川原委員がおっしゃったような、その立ち行かなくなるというのが10年後ぐらいにやってくるかなと思っています。そういう点で言いますと、今地域クラブ化を進めている段階ですけれども、例えば、野球、或いはバレーボールについては、もうすでに国府町或いは上宝町です。北稜中、国府中の生徒も巻き込む形でクラブの加入を募って進めていくような状況になっております。高山市と今スタートの段階では、高山市は合同部活動を中心としながらやっておりますので少し違うのですが、そういう中でも高山市は今、クラブの方に移行する団体が例えば、バレーボールですとかバスケットボールという種目の中では起きてきていますし、軟式野球についても、そういった動きが少しずつ起きてきていると聞いていますので、今のスタートの段階では、仕組みとか目指している状況は違うのですが、そういったお互いの取り組みの良さを生かしながら、最終的には市にかかわらず、広域で取り組んでいけるようなクラブ運営、クラブの設立に向けて、近隣の市と協力をしながら進めたいと思っております。もう一方で、例えば飛騨チャレンジクラブのような、1種目に限定しないような取り組みもあると思っていますので、いろんな種目をやりたいという生徒も少なからずいると把握をしておりますので、1つの種目に取り組む子供たちと、とにかく体を動かすことが好きで多様な種目に取り組むというような受け皿も考えながら、個人のやりたいことにこたえられるような仕組みを作っていきたいと思っております。

◎教育長（下出 尚弘）

今向川原委員からは、学校教育課の、地域クラブ活動開始に向けた体制整備に関わりまして、ご意見をいただきました。

◎教育委員（平澤 千人）

今のこの事業の説明をしていただいて、1年間かけて皆様方が各職員一丸となって取り組んでいただいて非常にありがたいと思っております。地域クラブ化の中での話ですけれどもいろんな説明会を開いてみえると思うのですが、その説明会をされた折に、保護者の方がどのような内容のことを心配してみえること等、わかる範囲で結構ですので教えていただければありがたいと思います。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

本年度、特に来年度以降中学校の部活動に加入する小学校5年生以上の児童生徒と保護者に対して、念入りに情報発信を行っています。

特に今度4月から中学校に入学する現時点での小学校6年生については、中学校の入学説明会で実際に児童と保護者の皆さんに説明をしながら現状についてお伝えをしました。その中で移

行を進めているということについては十分理解をしていただいたと認識しています。

その中で保護者の方や児童の疑問や心配されているところにつきましては、これまで学校が担ってきた部活動から運営する団体が変わってくるので、まず適切に指導できる人がいるのかどうかということも多く心配される方があります。

また運営については、今まで学校の教員が担っておりましたけども、保護者や地域の方も参画していただくことになりますので、例えば保護者が過度の負担を担わなければいけないのではないかと心配をされている部分もあります。また費用面でも、これまで以上に負担が増えるのではないかとこのような心配をされているというような状況です。

◎教育委員（平澤 千人）

費用については皆さん非常に心配をされると思っておりまして、その話はいろんな人から聞いておりますので、その辺うまくこれからどうやってしていくのか、僕は陸上の方ですけども今、協会を4月1日に立ち上げるのですが、その中で吉城高校と、神岡高校の方も一緒に入れながら、費用面について少しお話しがあるということで、まだ形としてしっかりしてないの自分たちもどうやって対応していこうかということもありますので、またいろいろなご意見の中で、いい案が出てくればまた教えていただければありがたいなということだと思います。ありがとうございました

◎教育委員（牛丸 洋子）

説明ありがとうございました。この会に出るたびに五課それぞれで本当にいろんなことを携わってみえるんだなといつも思っておりまして、この1年間終わって本当にすごいなと思えました。今のその地域クラブのこともそうなんですけど、人口が特に神岡地区すごく激減しているということで、地域クラブそのものより山之村も含めて学校が成り立っていくのかなという心配があります。そうすると教員数も減りますし、いろいろなことがとても大変なってくるんだなろうなということ、改めて感じております。

◎教育長（下出 尚弘）

それにつきましては、先日の総合政策審議会でも、委員の林委員から、義務教育学校、或いは統合についてどのように考えているかという質問がありました。

市長の方からも、現時点ではそれを進めるといった協議についてはされていないということなのですが、今おっしゃったように神岡小中、山之村については、もう1年生がいない状況で今後いくという中で、児童生徒の減少に伴って児童生徒数がどうなのか、学級数がどうなのか、それに伴う職員の定数はどうなのかということについてシミュレーションをして、今後その適正規模をどうしていくかということについては考えていきたいということを述べましたのでよろしく願いいたします。

◎教育長（下出 尚弘）

では、質疑が無いようなので質疑を終結します。

日程第5 報告第2号は終了いたします。

◆日程第6 議案第12号 教育委員会事務局職員の任免について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6 議案第12号「教育委員会事務局職員の任免について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

◎事務局長（大庭 久幸）

議案第12号「飛騨市教育委員会事務局職員の任命について」をご説明申し上げます。次ページをお願いいたします。飛騨市の人事異動によりまして、当教育委員会事務局の職員にも異動の内示がございました。発令日は令和7年3月31日でございます。1人ずつ説明をいたしたいというふうに思っております。

最初に堀之上次長兼教育総務課長でございますが、今度は農林部次長兼農業振興課長兼畜産振興課長へ異動となりました。古田生涯学習課長は、環境水道部環境課長兼総務部債権管理室課長に異動となります。神田学校給食係長は、環境水道部環境課衛生係長に異動いたします。都竹学校教育管理指導係長は、美濃教育事務所の方に行かれることとなりました。米澤生涯学習課担当課長は、神岡振興事務所の建設農林課主幹に異動となります。葛谷神岡給食センター主任調理員は定年退職となりましたが、4月以降再任用で勤務されることとなります。臼田主事は、一身上の都合により2月28日付けをもって退職ということになりましたのでよろしくお願ひします。

次は教育委員会事務局に入ってくる職員ですが、発令日は4月1日でございます。まず柚原徹守でございますが、古田生涯学習課長の後任ということでございます。役職につきましては職名欄に記載の通りでございますのでよろしくお願ひします。忍哲也でございますが、堀之上次長の後任ということです。前職は環境水道部からの異動でございます。野道裕之でございますが、学校教育管理指導係長ということで、都竹係長の後任ということになります。前職は白川学園ということで、古川町の居住ということでございます。上田実でございますが、もともとスポーツ振興課の職員でございましたが、6年度途中で税務課へ異動となりましたが今回の人事異動によりスポーツ振興係長に昇格しての復帰ということになりました。井下英人は神田学校給食係長の後任でございます。前職は環境水道部の環境課衛生係長ということでございます。次、岡田成史でございますが、米澤課長の後任でございます。前職は河合振興事務所の地域振興課の主査でありました。田村智揮でございますが、文化振興課の主任ということで新規採用でございます。美術館勤務ということで、前職は長野県の信州アーツカウンシルというところで、この団体は何をしてるかといいますと、地域の文化芸術と活動の担い手ということで、それを支援する組織というところに勤務なさってみえ、今回こちらの方に来ることになりました。葛谷調理員は前出の説明の通りでございます。転出退職が7名、転入新規が8名ということでございます。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。

議案第12号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第7 議案第13号 飛騨市立学校における教育職員の在校時間等の上限に関する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7 議案第13号「飛騨市立学校における教育職員の在校時間等の上限に関する規則について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは議案第13号について説明をさせていただきます。「飛騨市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則について」飛騨市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則を別紙の通り制定するものでございます。次ページをご覧ください。先般の教育委員会協議会の中でご説明させていただきましたが、1年単位の変形労働時間制の導入に向けて規則の制定を行うものです。現在のところ教職員の時間外等在校時間については、1ヶ月の上限が45時間。年間の上限が360時間と定められております。この度導入いたします1年単位の変形労働時間制を運用した際には、その1ヶ月当たりの上限時間が45時間から42時間に削減されますし、1年当たりの上限時間が360時間から320時間になりますのでそのことを定める規則でございます。では、次ページに条文がございますので要点だけかいつまんで説明をさせていただきます。まず第2条です。教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。ということで、1号に、1ヶ月について45時間、2号に、1年について360時間という基本の規定がございます。裏面をご覧ください。第2条の第3項でございます。教育委員会は法第5条の規定により読みかえて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読みかえて適用する労働基準法第32条の4の規定により、教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前2項の前2項に規定する上限

の適用については、前2項中45時間とあるのは42時間と、第1項中360時間とあるのは、320時間とする。というように、上限を下げる。というような規則を定めるものでございます。説明については以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（牛丸 洋子）

難解なのですけれども、この、第2条に、42と320というのは書けないことなんですか。わざわざ読みかえて適用すると書いてあるんですけども、このあたりがよくわからないのですが教えてください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ただいまのご質問につきましては、非常にわかりにくくて申し訳ありません。次に変形労働時間に関する実施要綱の説明をさせていただくのですが、通常は45時間360時間というのが上限ですけども、変形労働時間制を取り入れた場合には、その上限を下げないといけないというような規定がございまして、通常の勤務ですと45時間の時間外在校時間が上限となっておりますが、変形労働時間制を導入した職員につきましては、それが42時間が上限となり、合わせまして年間についても360時間の上限が、変形労働時間制を導入した職員は、320時間が上限となるということで、変形労働時間制の導入が、単に勤務時間を見かけ上在校時間を減らして、残業が減ったように見せかけるものではなくて、実質的に時間外の在校時間が減ったということを制度の根幹として保障するというので、このような規定がなされています。

◎教育委員（牛丸 洋子）

変形労働制というのは次の説明であるかもしれませんが、例えば長い日もあるけど短い日もあるというようなことですか。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ご質問ありがとうございます。基本的には、7時間45分を延長して勤めることが基本です。例えば1時間余分に勤めた。2時間余分に勤めたものを、長期休業中にまとめ取りで週休日になります。例えば、1週間、毎日1時間半勤務時間を延ばして勤務しますとほぼ1日の勤務時間になりますので、それを夏休み中に1日振替の週休日として勤務を要しない日とするような形ですので、基本的には勤務時間を延ばすことができますが、短くするということはありません。

◎教育委員（向川原 眞郷）

今のその時間はどういうふうに、実質職員は自分の記録として残していく方法は数年前と変

わってないんですか。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。この制度の運用については、勤務を基本的に30分延ばす場合1時間延ばす場合等の時間はいくつかの種類があります。例えば5月は何日は何時間にしますということで、あらかじめその日の勤務時間を申請して、その上でこの制度を使用するということになりますので、事務職員の方が勤務の割り振りをそのような長い時間でしていただいで、それに準じてやっていきます。勤務の出勤の記録につきましては、Tコンパスというようなシステムがありまして、朝出勤したときにボタンを押し、帰るときにボタンを押すと、自動的に時間が記録されるようなものがありますので、それを用いて、出勤時間と退校時間を記録するというような形で行います。

◎教育長（下出 尚弘）

その他質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。
議案第13号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第8 議案第14号 飛騨市立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第8 議案第14号「飛騨市立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続きまして議案第14号、「飛騨市立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について」飛騨市立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱を

別紙の通り制定することについてお諮りいたします。次のページの条文をご覧ください。先ほども少し触れましたけども、1年単位の変形労働時間制、というものを導入するに当たりまして、その規定等を定めるものでございます。第2条をご覧ください。この訓令において、1年単位の変形労働時間制とは、岐阜県教育委員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例。第5条の規定に基づき、岐阜県職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第31条から34条までに規定する勤務時間にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りの特例を定めることを言います。1日7時間45分の勤務時間が定められておりますが、この規定にかかわらず特例として、それよりも長い時間の勤務を認め、代わりに長期休業中に勤務した分をまとめた週休日を確保するというような制度でございます。

第4条をご覧ください。適用の方法については、第1号、校長は教育職員に対し1年単位の変形労働時間制を適用しようとするときは、前年度における在校等時間の状況など、飛騨市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針が講じられていることを確認した上で、1年単位の変形労働時間制に関する週休日及び勤務時間の割り振り簿及び方針に定める措置の実施状況の確認表を、飛騨市教育委員会に提出するものとする。ただし、本制度が適用される教育職員の在校等時間は、ひと月42時間、年間320時間を上限とする。ということで、この運用に当たりましては校長が前年度の勤務状況等をきちんと確認をいたしまして、先ほど申したようにこの制度の導入が、残業時間を見たと目を隠すという制度ではなくて、本当に働き方改革に繋がるというような趣旨で運用されるように行うということがここに定められておりますし、それに伴って先ほどの規則でお伝えした通り、1年間・月の上限時間が通常よりも短い時間で設定されるということが過去に規定されております。そういった実際の運用に関わるいろいろな規則がここで定められているというものです。以上です

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。

議案第14号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第9 議案第15号 飛騨市公民館条例施行規則を廃止する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9 議案第15号「飛騨市公民館条例施行規則を廃止する規則について」を議題とし

ます。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（古田 善尚）

前回の定例会の中で公民館条例を廃止させていただきました条例を上程させていただきましたが、今回につきましては、規則のほうを廃止させていただくものでございます。議案第15号、飛騨市公民館条例施行規則を廃止する規則について、飛騨市公民館条例施行規則を廃止する規則を別紙の通り制定するというところでございます。次ページをご覧ください。飛騨市公民館条例施行規則を廃止する規則、飛騨市公民館条例施行規則は廃止する。付則この規則は令和7年7月1日から施行するというところでございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。
議案第15号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第10 議案第16号 飛騨市教育委員会が管理する飛騨市コミュニティー施設管理規則の一部を改正する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第10 議案第16号「飛騨市教育委員会が管理する飛騨市コミュニティー施設管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（古田 善尚）

これにつきましても前回の定例会の中で説明させていただきました、公民館を廃止してコミュニティー施設条例と一緒にするものでございます。議案第16号、飛騨市教育委員会が管理する飛騨市コミュニティー施設管理規則の一部を改正する規則について、飛騨市教育委員会が管理する飛騨市コミュニティー施設管理規則の一部を改正する規則を別紙の通り制定するものでございます。次ページご覧ください。飛騨市教育委員会が管理する飛騨市コミュニティー施設管理規則の一部を改正する規則。飛騨市教育委員会が管理する飛騨市コミュニティー施設管理規則の一部を次のように改正するというところで、題名を次のように改めるということで、飛

驒市コミュニティー施設ではなくて飛驒市コミュニティー施設ということで、伸ばさないよう表現するものでございます。それから別表を次の通り改めるということで、別表ですが、表の一番上、飛驒市古川町コミュニティーセンターから6段目、飛驒市釜崎コミュニティーセンターまでを今回新たに付け加えるものでございます。次ページお願いします。附則ですが、この文言の修正につきましては4月1日から、別表中のコミュニティーセンターにつきましては令和7年7月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

コミュニティーセンターに移行してくということの根拠というか、公民館であったものがコミュニティーセンターにしたほうが良いという根拠のようなことを、簡単に結構なんですけれどもお願いします。

◎生涯学習課長（古田 善尚）

はい。前回の中で前段として公民館の過去の利用との現状を説明させていただきましたが、コロナ前ですけれども、年間で7万人の利用があったといったところでございましたが、コロナになってから公民館の利用者数が大幅に減りまして、それが今ですと4万人から5万人前後で、およそ7割の利用しかないということで、あわせて公民館自体も40年たったということで、当時の使い方と今の使い方が利用者の望む利用方法が若干変わってきたということがございまして、具体的に申しますと物販をしたいとか、或いはマルシェをしたいとか、そういった声がありましたので、コミュニティーセンター化してより自由に使っていただくように今回変更させていただいたものでございます。

◎教育委員（向川原 眞郷）

利用者側のニーズが、特に物販関係で非常に多くなってきたということで理解すればいいですか

◎生涯学習課長（古田 善尚）

はい。

◎教育委員（平澤 千人）

宮川、河合、古川でもそうなんですけど、町のコミュニティーセンターというのは、今の公民館、宮川町の公民館がこの名前になるという理解でよろしいですか。

◎生涯学習課長（古田 善尚）

はい。委員おっしゃる通り、宮川町公民館につきましては宮川町コミュニティセンターに変更させていただきます。

◎教育委員（平澤 千人）

はい。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。
議案第16号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

◆閉会

◎教育長（下出 尚弘）

これで、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
委員の皆様、事務局、議案のほかに何かございませんか。
無いようですので、これをもちまして、令和7年第3回飛騨市教育委員会定例会を閉会といたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会 午後2時45分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員.....

飛騨市教育委員会教育長.....